

診療録等の開示について

当院では、受診者(もしくはご遺族(法廷相続人)・法定代理人・任意後見人等)の方々からの請求に基づき、院内手続きを経た後に診療記録等の開示のご要望にお応えしております。

開示ご希望の方は、1階総合受付にお申し付けください。

開示には、(1)院内での記録の閲覧、(2)記録の複写の提供、(3)医師による説明の方法がございますが、いずれの方法も有料となります。

なお、開示請求受理後、院内での検討の結果、開示がご本人に治療の影響を与えると判断される場合などには、「不開示」とする場合もありますことを予めご承知下さい。また、当院での診療記録の保存年限は医師法等に基づき、診療が完結した日から5年間となっておりますので、併せてご承知下さい。

開示請求時には、ご本人であることを証明できる書類をご提示いただき、当院職員が確認させていただきます(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)。また、ご遺族(法定相続人のみ)、法定代理人、任意後見人の場合は、公的証明書のご提出をお願いします。

●開示費用について

開示手数料 3,300円

説明(医師)1時間 3,300円、以後10分経過するごとに550円

カルテ複写(紙) 22円/1枚

カルテ複写(PDFデータ) 22円/1ページ

画像データ 1,100円/CD-ROM1枚

要約書の交付 3,300円

※税込みの費用となっております

担当窓口:事務部
2022年4月1日改訂